

「令和の日本型学校教育」を推進する 地方教育行政の充実に向けた検討について

これまでの議論の整理

(1)教育委員会の機能強化・活性化のための方策について

◆目指すべき方向性

- 各学校において「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくためには、教育委員会が、一つの学校に対して個別最適な支援や指導等を行う役割を果たせることが重要である。
そのような役割を的確に果たしていくためには、教育委員会が、各学校の自主性・自立性に委ねた取組を促していく風通しの良さとともに、教育行政を取り巻く状況が日々変化していく中で、社会の変化に素早く的確に対応できる組織づくりが必要と考えられる。
- この点、教育委員会は、制度上、政治的中立性や継続性・安定性等の観点から首長からの独立が確保されている一方、関係者との連携や組織の活性化等に意識的に取り組まなければ、教育行政が硬直的・閉鎖的になってしまう恐れもある。
- 教育委員会が風通しが良く、社会の変化に素早く的確に対応できる組織であるためには、教育委員会外の人材や関係機関との連携を図るとともに、教育行政へのチェック機能を果たす教育委員が十分に活躍できる環境を整備するなど教育委員会の機能強化・活性化を図ることが必要不可欠であると考えられる。具体的には、以下のようなことに取り組んでいくことが必要ではないか。

【教育委員会事務局の機能強化について】

- ・ 学び直しの機会の提供や研修等を通じて教育委員会事務局職員の資質・能力の向上を図ること
- ・ 一般行政職と教員出身者の連携や専ら教育委員会でキャリアを過ごすキャリアパス（教育行政職）を検討すること
- ・ 外部人材の積極的な登用や外部機関（大学や民間企業や警察等の関係機関）との連携を行うこと

【教育委員会会議の活性化について】

- ・ 教育委員の提案に基づく議題設定や移動型の教育委員会会議の開催など教育委員会会議の議論を活発にし、教育委員の視点を適切に反映する取組を積極的に行うこと
- ・ 教育長や教育委員が自らの教育委員会の取組を適切に振り返り、改善に向けた取組を行うこと

【教育長及び教育委員の人選、資質・能力の向上について】

- ・ 教育長、教育委員について、職責を十分果たせるよう適切な人選を図ること
- ・ 教育長、教育委員の資質・能力の向上等を積極的に図ること 等

(1)教育委員会の機能強化・活性化のための方策について

◆教育委員会事務局の機能強化について

【職員の資質・能力の向上について】

- 教育委員会事務局職員には、教育行政に関する知見が求められるが、教育課題も日々多様化・複雑化しており、教育委員会事務局の機能を強化していくためには、自身の学びをアップデートしていく姿勢が非常に重要であると考えられる。職員の資質・能力を向上させるために、例えば、職員に対して教職大学院など大学・大学院での学び直しの機会を提供したり、学校に派遣して教育現場での経験を積む機会を積極的に提供することが重要ではないか。
- また、職員を対象とした各種研修についても、時代に即した内容となるよう、意識的にアップデートを図ることが重要ではないか。
- その際、一般に、教育委員会事務局には一般行政職採用の職員と教員出身者の職員が存在するが、それぞれの特性や専門性、従事している業務内容等が異なることから、それぞれに応じた学びの機会を提供する必要があると考えられる。

【一般行政職出身者と教員出身者の連携について】

- 教育委員会が、多様化・複雑化する教育課題を解決していくためには、組織として、職員の特性や専門性に応じた配置や業務分担を図っていくことが重要である。この点、一般行政職は、予算関係業務や事務処理等の事務的な業務に、教員出身者は、学校訪問や教育課程等の教育活動に係る業務に従事する傾向がみられている。
- 教育委員会における各部局の職員配置は、個別の教育課題の性質・内容や施策の方向性、上記傾向を踏まえた個々の職員の能力等に応じて適切に判断される必要があるが、特に、教員出身者が教育課程や学校への指導等に関する業務以外の事務処理等に労力を多く割かれることがないよう、必要に応じて業務内容やその分担を整理することが必要ではないか。
- また、一般行政職と教員出身者の双方が適切な役割分担のもとで連携を図ることや、外部の専門家等の知見を活用することにより、よりバランスのとれた風通しの良い教育行政の実現に資するものと考えられる。

(1)教育委員会の機能強化・活性化のための方策について

- 例えば、専ら教員出身者が従事する傾向にある指導系の部署においても、外部的な視点を確保していくことが重要であり、全ての業務を教員出身者だけで行うのではなく、人事異動により、首長部局や一般行政職の職員が一定の業務に従事することや、外部の専門家を参画させること等により、専門性を担保しつつもバランスのとれた行政運営を実現できるのではないか。その際、実際に職員同士が議論や連携をして一体となって業務を行うことができるような配置にすることが必要と考えられる。

【教育行政職の採用について】

- また、自治体として、教育行政に特化したキャリアパスを用意し、人材育成を図っていくことも考えられる。この点、一般行政職が有する行政運営能力と教員出身者の有する教育行政に関する専門性それぞれの強みを持つ職種として専ら教育委員会事務局でキャリアを過ごすことが想定されている「教育行政職」の採用が行われている自治体が存在する。
- このような職員が教育委員会に一定数存在することで、教員出身者との連携促進やバランスのとれた教育行政の実現など、組織の活性化に貢献するのではないかと。国として、各自治体における教育行政職採用に関する事例を情報収集しつつ、一般行政職と教員出身者の垣根を越え、各自治体の教育行政を支えるキーパーソンとして、今後このような採用の在り方を広く周知していくことが考えられるのではないかと。
- なお、「教育行政職」については、教育委員会事務局内を異動する教育行政のゼネラリストとしての役割や教育分野のスペシャリストとしての役割が考えられるが、自治体の規模や抱える課題によって必要となる専門性の度合いや育成方針やキャリアパスも異なってくるため、首長部局とも十分に調整しつつ、自治体の実態に即した仕組みを検討する必要があるのではないかと。

(参考)教育行政職採用のイメージ (※)イメージであり、採用は一括して行うなど異なる採用方式を採っている自治体も存在



○教育行政職採用のメリット

- ・教育全般を理解する人材育成ができ、教員出身者との連携促進やバランスのとれた教育行政に資する
- ・教育委員会内の人間関係の形成がしやすい
- ・教育に携わりたい学生等のロールモデルとなる 等

○教育行政職を独自に新卒採用する制度がある自治体

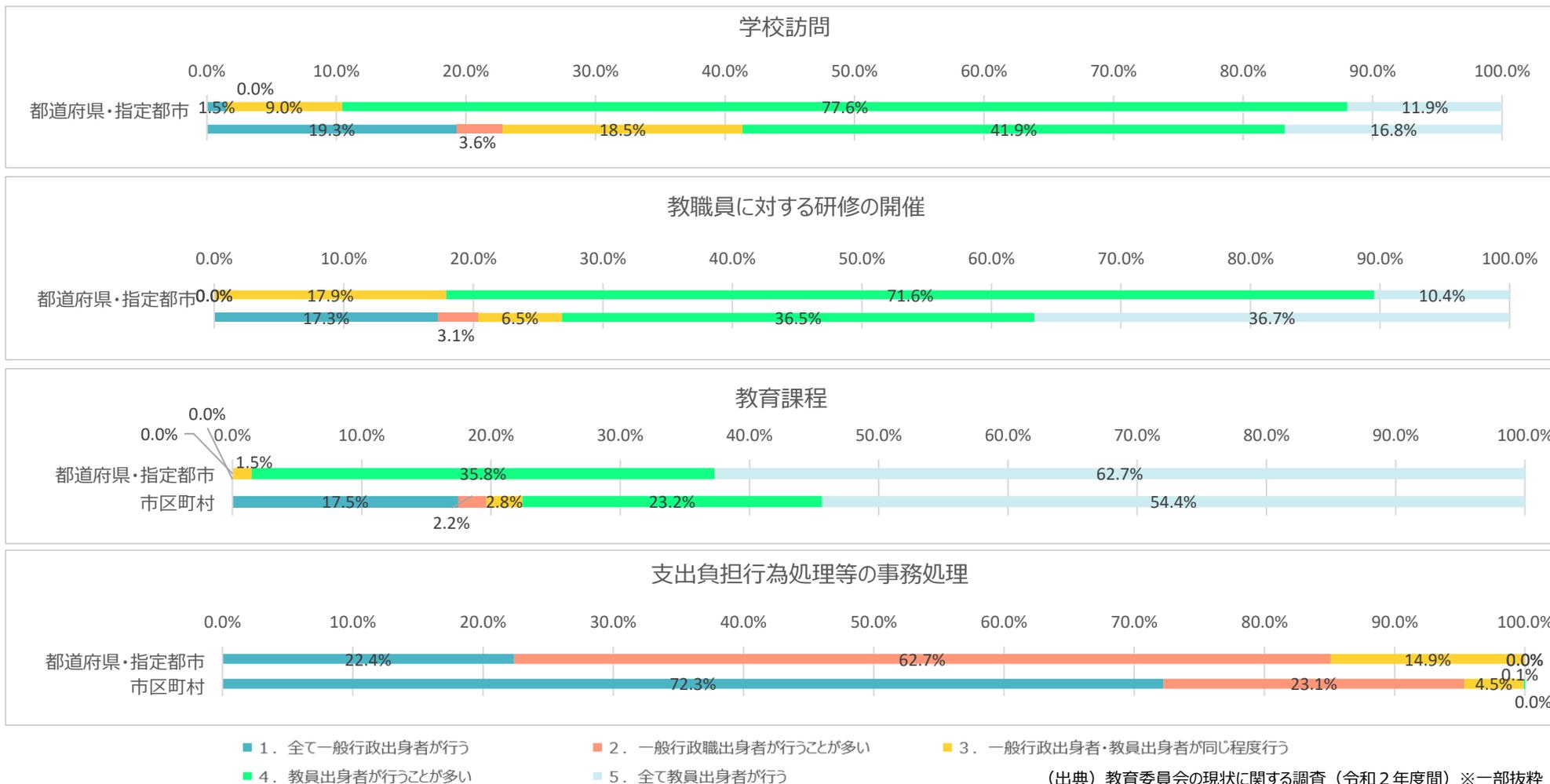
都道府県・指定都市	16自治体 (23.9%)
市区町村	5自治体 (0.3%)

(出典)教育委員会の現状に関する調査 (令和2年度) 4

(参考) 教育委員会事務局の状況について

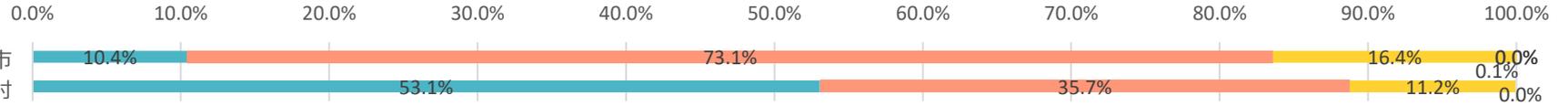
- 一般行政職出身者と教員出身者の職務分担については、予算関係業務や支出負担行為等の事務処理、学校施設管理等の事務的な業務は一般行政職出身者が行うことが多く、学校訪問や教育課程、教職員に対する研修等の学校教育活動に係る業務については教員出身者が行うことが多い傾向となっている。また、議会对応や議会答弁作成、庁内調整（予算を除く）については、一般行政職員に加えて、一定程度教員出身者が従事する傾向もみられる。

教育委員会事務局職員の出身別従事する業務の割合



(参考) 教育委員会事務局の状況について

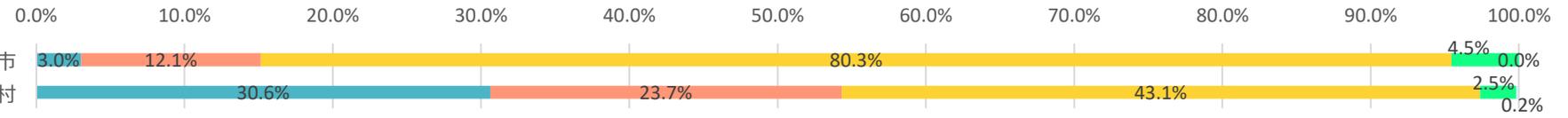
予算



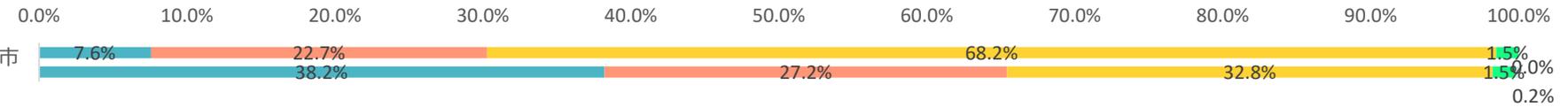
施設管理



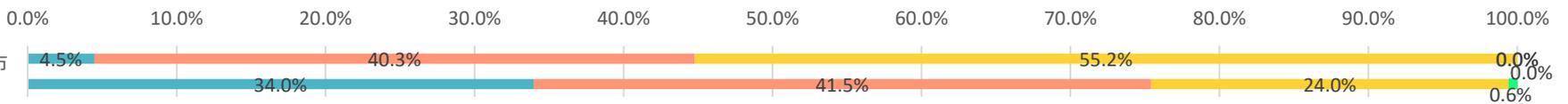
議会答弁作成



議会対応（議会答弁対応を除く）



庁内調整（予算を除く）



- 1. 全て一般行政出身者が行う
- 2. 一般行政職出身者が行うことが多い
- 3. 一般行政出身者・教員出身者が同じ程度行う
- 4. 教員出身者が行うことが多い
- 5. 全て教員出身者が行う

(1)教育委員会の機能強化・活性化のための方策について

【外部人材の積極的な登用について】

- 教育委員会事務局職員の資質・能力の向上や職員間の連携等に加え、日々多様化・複雑化する教育課題に専門性を持って対応するためには、企業等で実績や経験を積んだ人材（外部人材）の登用・活用を進めることが重要である。外部人材は、公務員にはない知見や専門性を有したり、常識に捉われない発想で組織に変革をもたらし得る存在であるが、外部人材が活躍するためには、受け入れ側である行政のサポートやフォローも必要不可欠であると考えられる。
- どのような人材が求められるかは、各自治体で異なるが、例えば、学校現場の専門的な課題解決やEBPMの推進に向けたデータ分析・活用等の様々な場面で活用すること等が想定される。国として、外部人材を受け入れるメリット、留意点や実際の活用事例等について分かりやすく周知していくことが必要ではないか。

(※) 例えば、以下のような取組が想定される。

- ・教育現場のデジタル化の促進のために、民間のIT人材を登用
- ・データに基づいた教育行政の推進のために、データ利活用の専門人材を登用
- ・学校におけるキャリア教育の充実のために、民間企業から人材を登用 等

【関係機関との連携について】

- また、外部人材の活用に加え、様々な資源やノウハウを有する大学や研究機関、社会教育施設、民間企業等の関係機関と積極的に連携していくことが必要ではないか。既に、各教育委員会において連携協定の締結など様々な取組が行われているが、このような関係機関との協力がもたらす効果等についても分かりやすく示していく必要があるのではないか。

(※) 例えば、以下のような取組が想定される。

- ・大学と協定を締結し、学生の学校への受け入れや学生の教育活動への協力に関する連携を図ること
- ・研究機関と協定を締結し、理数教育や体験学習、調査研究等に関する支援に関する連携を図ること
- ・IT関係企業と協定を締結し、教育におけるICT活用支援に関する連携を図ること 等

- このような外部人材や関係機関との連携を柔軟かつ効果的に行うために、教育委員会のコーディネート機能も今後ますます重要となるのではないか。

(1)教育委員会の機能強化・活性化のための方策について

- 困難を抱える児童生徒への支援の観点からは、福祉部局等の首長部局のほか、警察や児童相談所等の関係機関や医療機関、地域との連携もより一層力を入れて取り組んでいくことが重要ではないか。

◆教育委員会会議の活性化について

【教育委員会会議のより一層の実質化について】

- 教育委員会会議において、委員による知見や地域住民の意見・感覚を取り入れつつ、単なる教育委員会事務局の追認機関ではなく、その制度趣旨に沿った教育行政のチェック機能をより一層実質化していくことが重要である。

そのためには、教育委員会会議の議論が活発になるような取組を積極的に行うことが求められると考えられる。具体的には、以下のような取組が各教育委員会においてより活発に行われることが重要ではないか。

(教育委員会会議の議論を活発にするための取組)

- ・ 教育委員の提案に基づく議題の設定
- ・ 教育委員会会議開催前の事前の資料配布、事前勉強会の開催
- ・ 教育委員会会議前後の自由討議の機会の確保
- ・ 地域や学校関係者等との意見交換会の開催
- ・ 移動型の教育委員会会議の実施

- 加えて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、会議等でオンライン会議システムの活用が図られるようになったことや、教育委員は兼業していることも多く、直接会議に出席することが難しいこともあることを踏まえると、教育委員が遠隔でも教育委員会会議に参画できるよう、オンライン会議システム等の積極的な活用を図ることも重要ではないか。

- また、文部科学省の調査によると、約7割の自治体において教育委員会会議の傍聴者数が0人となっており（令和2年度間）、多くの自治体で教育委員会の活動に地域住民の関心が払われていない恐れがある。特に、地域や学校関係者等との意見交換会の開催や移動型の教育委員会会議の実施等は、教育委員会から地域住民にアプローチする取組であり、このような取組を通じて地域住民の理解や関心を得ていく姿勢が重要と考えられる。

- 各自治体の取組に資するよう、国としても事例等を情報提供するとともに、教育長や教育委員が自らの教育委員会の取組を適切に振り返り、改善に向けた取組を行うことができるよう、チェックリスト等を作成し、各種研修等の機会も活用して周知することが考えられるのではないか。

(参考) 教育委員会会議の運営上の工夫等について

(1) 教育委員会会議の運営上の工夫	都道府県 指定都市	市町村
土日・祝日の開催	3.0%	3.0%
夕方以降の時間帯（17:00～）の開催	13.4%	12.2%
傍聴者が多数入場できる大規模な会場での開催	35.8%	18.9%
移動（出張）教育委員会の開催及びそれに準ずるもの	11.9%	13.3%
教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知	98.5%	45.1%

(2) 活発に議論できるような取組の工夫	都道府県 指定都市	市町村
教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催	71.6%	13.6%
教育委員会会議では、議案の承認にとどまらず、委員からの提案に基づき議題を設定	1.5%	8.0%
教育委員会会議開催前の事前資料の配布	97.0%	72.8%
委員の要望に応じ、教育委員向けの勉強会や意見交換会を開催	68.7%	18.9%
学校訪問を行っている	70.1%	74.9%

○その他の工夫の例

- ・ 市町村教育委員会の委員や県議会議員と県教育委員会の教育委員との意見交換会を実施。
- ・ 教育委員もしくは事務局が提案した特定課題について、事務局担当課から教育委員に説明し、意見交換する機会を設ける等、教育委員による調査研究活動の充実を図っている。
- ・ 重要な議案の議決を図る際には、その前の月の会議等で「協議」として提案し、教育委員からの意見を議案に反映できるように努めている。

(1)教育委員会の機能強化・活性化のための方策について

◆教育長及び教育委員の人選、資質・能力の向上について

- 教育長及び教育委員は、法令上、首長が議会の同意を得て選任する必要があり、地方教育行政の発展に向けて、職責を十分に果たせるような人選を、首長と議会双方の責任をもって行う必要がある。

(なお、一部の自治体で教育長が長期間不在となっている事例もみられるが、教育長が教育行政において極めて重要な役割を担っていることに鑑みると、そのような事例が生じないよう首長・議会双方が努力する必要があると考えられる。)

- 教育委員は、教育行政の単なるアドバイザーではなく、執行機関たる教育委員会の意思決定に対する責任を有し、教育委員会のチェック機能の観点からは、教育委員の資質・能力の向上が極めて重要と考えられる。教育委員の勉強会や研修の実施・開催、教育委員向けの学校訪問の機会の確保、他自治体の教育委員会の視察・教育委員との交流等の機会を積極的に確保していくことが必要ではないか。

特に、教育委員が十分に活躍できるためには、自らが教育委員会においてどのような権限を有するか等について、十分な情報を把握していることが重要である。教育委員の活動を支援する観点から、教育委員の職責や権限等について国として整理を行い、各種研修等の機会も活用しつつ分かりやすい形で周知する必要があるのではないか。

- また、教育長は「教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」者であり、教育行政において中心的な役割を担う非常に重要な存在である。このため、法令上、単に教育に関し識見を有するだけではなく「教育行政」に関する識見を有する(※)ことが求められている。実際に、自治体内の教育機関の管理・運営を行い、教職員の任命・監督等を行う職責を担うことを踏まえると、組織の代表としてのリーダーシップのほかに高い専門性が求められると考えられる。

また、教育行政を取り巻く社会状況が日々変化するなかで、学校教育以外の分野の動向を把握し、これを教育行政に適切に反映していく感度の高さや柔軟性も求められると考えられる。

(※) 教育委員会事務局や教職員の経験を有する者に限らず、行政法規や組織マネジメントに見識があるなど、教育行政を行うに当たり必要な資質を備えていれば幅広く該当すると解されている。

(1)教育委員会の機能強化・活性化のための方策について



- このような高度な専門性や識見が求められる教育長に適任の者を任命するためには、首長において、行政職出身者、教員出身者、民間企業出身者等の様々なバックグラウンドの違いによる特性等について把握しておくことが重要ではないか。
- 例えば、行政職出身者は、一般に、教育委員会を経験していない場合には、学校現場や教育に関する経験や知見が不足している可能性がある一方、これまでの自治体内の様々な経験から、行政運営に関する能力が相対的に高く、また、教育委員会以外の部署との連携がより一層図りやすくなる可能性がある。他方、教員出身者は、一般に、行政に関する経験や知識が不足している可能性がある一方、学校現場や教育に関する知見が深く、学校現場との円滑なコミュニケーションが期待される。また、民間企業出身者は、一般に、行政や教育に関する知識や経験が不足している可能性があるが、慣例にとらわれない発想や組織マネジメントや民間での経験に基づいた改革等の実行力に期待できる。
実際に選任する際には、個々の候補者の資質・能力を個別に判断する必要があるが、首長において、このようなこれまでの職歴や経験が教育行政が抱える課題にどのように生かされるかを十分に考慮していく必要があるのではないか。
- また、将来的に教育長を担い得る人材を中長期的に育成していくことも重要である。職員に積極的に教育行政の経験を積ませることや、前述のとおり、職員の資質・能力の向上を図る過程で教職大学院での学び直しの機会を積極的に提供したり、教育行政職の採用を図ることも、教育長に適する人材の育成に資するのではないか。
- 一方で、特に小規模自治体は、教育長の人材確保が難しい自治体も存在するものと考えられる。例えば、他自治体の教育長経験者で成果をあげた者など外部から人材を抜擢することや、都道府県から助言を得ること等を検討することも一つの方策として考えられるのではないか。
- このほか、教育長に着任してからも、日々、自身の知識・経験のアップデートを図ることが重要である。国や自治体が主催する教育行政に係る各種研修への参加のほか、教職大学院において、教育行政のリーダーを育成する取組もみられることから、このような取組に積極的に参加していくことが必要ではないか。

(参考) 教育委員会会議の運営上の工夫等について

- 都道府県教育委員会が域内の市区町村の教育委員を対象として開催した研修の回数は、平均0.5回(平成30年度：1.0回)であり、県内の一部市区町村を対象とした研修は平均1.0回(同：1.4回)であり、自教育委員会の教育委員への研修の開催状況は、都道府県・指定都市で年間3.7回(同：6.4回)、市区町村で年間1.0回(同：4.4回)であった。

都道府県教育委員会が市区町村教育委員会の教育委員を対象として行った研修(年間開催回数の平均)

都道府県内全市区町村対象	都道府県内一部市区町村対象
0.5	1.0

教育委員1人以上が参加した研修会の回数(年間参加回数の平均)

都道府県・指定都市	市区町村
3.7	1.0

(出典) 教育委員会の現状に関する調査(令和2年度間)

(2)教育委員会と首長部局との効果的な連携の在り方について

◆目指すべき方向性

- 教育行政を取り巻く状況が日々変化していく中で、社会の変化に素早く的確に対応できる組織づくりを行うためには、「(1)教育委員会の機能強化・活性化のための方策について」で検討したとおり、組織内に閉じた対応を行うのではなく、教育委員会外の人材や関係機関との連携を図ることが必要である。
- 連携の一つの方策として、総合教育会議等を活用して首長や他部局との連携を図ることも重要である。総合教育会議は、首長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育の課題及び目指す姿等を共有しながら連携して効果的に教育行政を推進していくための会議であるが、教育委員会だけでは解決しきれない分野横断的な課題が多く存在するなかで、首長との連携を図りながら教育行政を展開することが可能となる。また、専門家の配置や組織改編等により、社会福祉等の他の行政分野との融合を図っていくことも考えられる。
具体的には、以下のようなことに取り組んでいくことが必要ではないか。

【総合教育会議の充実について】

- ・ 総合教育会議への外部有識者等の参画など必要な知見を外部から取り入れる取組も積極的に促進し、活性化を図ること
- ・ いじめ重大事態等の緊急の場合であっても速やかに総合教育会議で協議・調整を行い、確実に首長と教育委員会が連携して対応することを徹底すること
- ・ 教育委員会が事務局を務める場合でも、十分な調整のもとで、首長の意向が十分に反映された議題設定等とすること
- ・ 定例会だけでなく、大きな課題が生じた際に機動的に会議を開催できるような運用を図ること

【福祉部局や子育て関係部局等の関係部局との連携の促進について】

- ・ 社会福祉等の専門家の配置や首長部局との人事交流や併任発令等により、部局間での連携を図りやすくすること
- ・ 組織改編により子育て施策担当部署の機能を教育委員会が担うこと等により、より直接的な連携を図ること

(2)教育委員会と首長部局との効果的な連携の在り方について



◆総合教育会議について

【総合教育会議の活性化について】

- 特に、近年は、教育行政を取り巻く社会環境が多様化・複雑化し、教育委員会だけでは処理しきれない分野横断的な行政課題が多く存在している状況を踏まえると、総合教育会議を活用して、首長部局と連携しつつ対応を行うことが極めて重要であるが、法令上規定されている総合教育会議への外部有識者等の参画など、必要な知見を外部から別途取り入れる取組も積極的に促進していく必要があるのではないか。
- また、総合教育会議は、単発的なテーマで議論が行われることが多いと考えられるが、例えば、大綱の審議や特に専門的な事項など継続的に議論を要するテーマについて議論する場合等について、総合教育会議での課題設定を踏まえて、総合教育会議の下に有識者等が参画したワーキングチーム等を設け、専門的な議論を深めるといった検討の在り方もあり得るのではないか。
- 教育委員会会議と同様に、総合教育会議についても教育委員が遠隔でも参画できるよう、オンライン会議システム等の積極的な活用を図ることが重要ではないか。
- 外部有識者の参画を含め、各自治体における総合教育会議を通じた連携に関する取組について、国として、事例創出・横展開も含めて積極的に支援していくべきではないか。

【総合教育会議の議題について】

- 総合教育会議は、条例や予算等に係る権限を有する首長と教育委員会との協議・調整の場であり、教育委員会単独では対応しきれない様々な課題への対応や施策の推進について取り上げることが重要である。各自治体の実情に応じ、それぞれが抱える教育課題のほか、例えば、子育て支援や児童福祉等の福祉部局と連携した取組等の課題を扱うことも考えられる。
- また、総合教育会議の議題については、法令上、いじめ重大事態等の「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合」は総合教育会議において協議することとなっているが、十分な開催がなされているとは言い難い。

(2)教育委員会と首長部局との効果的な連携の在り方について



- このような緊急の場合であっても速やかに総合教育会議で協議・調整を行い、確実に首長と教育委員会が連携して対応することを徹底することが必要ではないか。また、いじめ重大事態等における教育委員会と首長部局との連携を改善する観点から、国として総合教育会議の開催状況を把握していく必要があるのではないか。

【総合教育会議の事務局について】

- また、総合教育会議を効果的に運営するためには、事務局の在り方が重要である。総合教育会議は、制度上、地方公共団体の長が主宰することとなっているが、各自治体の実情を踏まえ、事務委任等により教育委員会が事務局を務めることも可能である。
- 他方、事務局を教育委員会に任せる場合でも、引き続き首長において会議の運営や議題設定等において問題意識をもって関わっていくことが重要である。この点、教育委員会が事務局を務める場合でも、十分な調整のもとで、首長の意向が十分に反映された議題設定等とすることが、会議の更なる活性化に資すると考えられる。
また、首長部局が事務局を務めることとしている場合でも、単にほかに教育行政を担当している部署がない等の消極的な理由で、例えば、私学担当部署が事務局を務めたのではその趣旨が十分に達成されない可能性があるため、首長部局が事務局を担当する場合の事務局の在り方に関しても留意が必要ではないか。

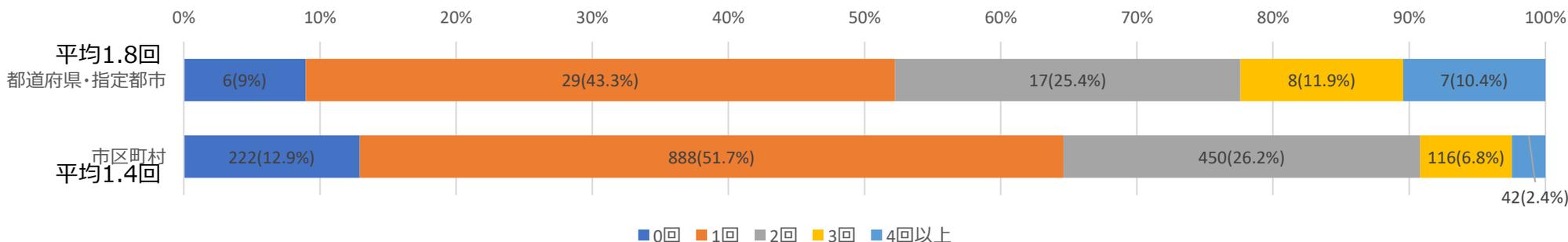
【総合教育会議の開催頻度について】

- 文部科学省の調査によると、過半数の自治体で年間の総合教育会議の開催回数が1回以下となっており（令和2年度）、必ずしも教育委員会と首長との連携が図られていないにもかかわらず、開催頻度が低調となっている自治体もあるものと思われる。
- 総合教育会議の開催頻度は、各自治体が抱える課題等の個別事情に応じて決められるものであるが、各自治体の取組に資するよう、どのようなテーマでどのような成果が挙げられたかを含めて、各自治体の取組について国として積極的に情報提供していくことが必要ではないか。
- また、定例会だけを念頭に開催を考えると議論が形骸化する恐れがあることから、定例会だけではなく、大きな課題が生じた際には、まず、総合教育会議の開催の必要性を検討するという姿勢で臨む必要があると考えられる。

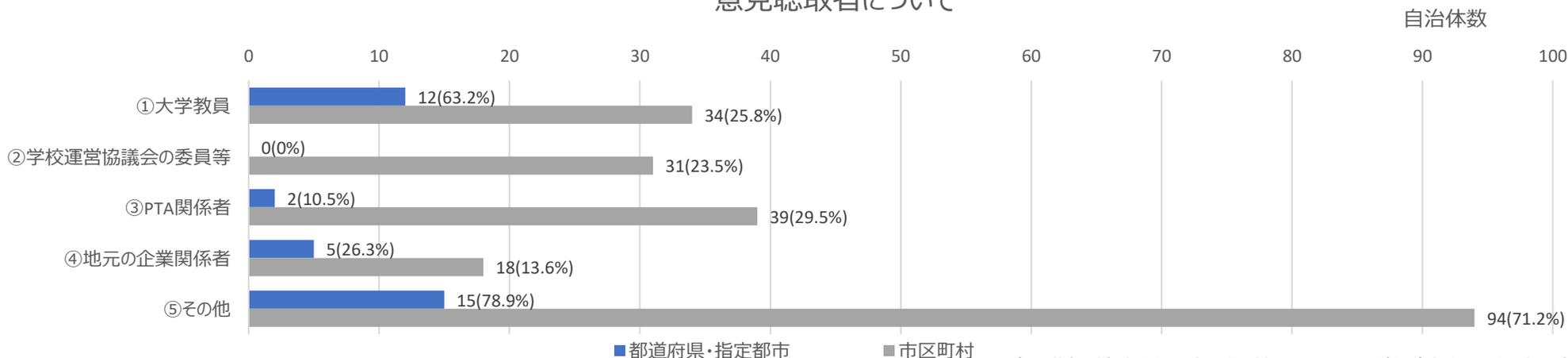
(参考) 総合教育会議の状況について

- 首長と教育委員会が、相互に連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地教行法第1条の4に基づき、首長と教育委員会の協議及び調整の場として総合教育会議を設けることとされている
- 総合教育会議の開催に当たっては、首長、教育長や教育委員以外の者を参画させたり、教職員や有識者から意見聴取をする取組、学校現場への視察を踏まえた会議の実施等、活性化に向けた様々な取組も見られた。

総合教育会議の開催回数



意見聴取者について



(出典) 教育委員会の現状に関する調査 (令和2年度間)

※関係者又は学識経験者を有する者から、協議すべき事項に関して、1回以上意見を聞いた場合のみ回答

(参考) 総合教育会議の議題について

総合教育会議の内容		都道府県 指定都市	市区町村
①	大綱の策定に関する協議	21	688
② 重点的に講ずべき施策についての協議・調整	ア) 学校等の施設の整備（学校の耐震化を含む）	9	562
	イ) 教職員の定数の確保	4	150
	ウ) 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携	6	321
	エ) 青少年健全育成と生徒指導の連携	1	232
	オ) 居所不明の児童生徒への対応	1	34
	カ) 福祉部局と連携した総合的な放課後対策	4	143
	キ) 子育て支援	3	340
	ク) 教材費や学校図書費の充実	2	214
	ケ) ICT環境の整備	40	896
	コ) 学校における1人1台端末環境の利活用	40	807
	サ) 就学援助の充実	4	193
	シ) 学校への専門人材や支援員の配置	15	397
	ス) 学校の統廃合	3	356
	セ) 少人数教育の推進	4	193
	ソ) 学力の向上に関する施策	15	507

総合教育会議の内容		都道府県 指定都市	市区町村
② 重点的に講ずべき施策についての協議・調整	タ) いじめ防止対策	11	352
	チ) コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の地域とともにある学校づくり	11	446
	ツ) 学校安全の推進	7	281
	テ) スポーツを通じた健康増進や地域活性化	6	259
	ト) 学校における防災対策や、災害発生時の対応方針	5	209
	ナ) 教職員の働き方改革	14	287
	ニ) 福祉、労働、スポーツ、文化等の関係部局と連携した障害者の生涯学習推進	2	133
	ヌ) 社会教育施設に関すること	3	368
	ネ) 文化振興に関すること（文化財保護を除く）	6	297
	ノ) 文化財保護に関すること	5	290
ハ) その他	34	571	
③	児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整	4	68
④	総合教育会議の運営に関し必要な事項	6	210
⑤	その他（①～④以外）	6	150

(2)教育委員会と首長部局との効果的な連携の在り方について

◆福祉部局や子育て関係部局等の関係部局等との連携の促進について

- 教育行政を取り巻く社会環境が多様化・複雑化し、教育委員会だけでは対応しきれない分野横断的な行政課題が多く存在している。今後、国においても、こども家庭庁のリーダーシップの下でこども政策が一元的に推進されていく中で、地方教育行政においても、首長との密接な連携を通じて、他の行政分野との融合を図っていくことが重要である。
- 連携を図る分野としては、社会福祉や子育て支援、地域振興、産業振興など様々な分野が考えられるが、密接な連携を図っていくためには、前述の総合教育会議の活用のほか、専門家の配置や職員の併任を行うことや組織改編により機能の集約を図ること等が考えられる。

【専門家の配置や職員の併任について】

- 教育委員会に社会福祉等の専門家を配置したり、教育委員会と首長部局の人事交流や併任発令を行うことで、教育委員会に不足する専門性の確保や関係部局との連携促進に資するのではないかと。

(※) 例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ 教育委員会の担当課に社会福祉等の専門家を配置し、福祉の専門性の確保や関係部局との連携を図る。
- ・ 指導主事を子育て施策担当部署（首長部局）と併任配置し、教育施策と子育て施策の連携を図る。

【組織改編による機能集約について】

- また、部局改編により子育て施策担当部署の機能を教育委員会が担う取組もみられるところであり、より直接的な連携促進を図る観点から、このような組織改編により対応していくことも考えられるのではないかと。

(※) 例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ 就学前に係る施策の一元化を図るため、保育所・認定こども園等の事務を補助執行等により教育委員会に集約して実施。
- ・ 子供の発達支援センターを教育委員会と児童福祉部局等との共管とすることで、教育と福祉の連携を図る。

- 今後、このような取組を推進していく観点から、国として、専門家や職員の併任配置、組織改編の事例や効果等について広く周知することが考えられるのではないかと。

(3) 小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策について

◆ 目指すべき方向性

- 少子高齢化や過疎化の進展により、特に地方において学校数や児童生徒数の減少が続いているが、教育委員会においても人材不足等の影響があり、職員数10人以下の教育委員会は全体の約四分の一にのぼっている（令和3年度）。
- 特にマンパワーが不足する自治体を中心に、教育委員会の機能強化・活性化や首長部局との連携に十分な対応が難しい教育委員会も相当数存在すると考えられるが、このような自治体が令和の日本型学校教育の推進に向けて着実に取り組んでいくためには、小規模自治体においては、自治体内外の連携に積極的に取り組みつつ、また、都道府県においては、小規模自治体を積極的に支援していく必要がある。
- 具体的には、広域自治体である都道府県や小規模自治体において、以下のようなことに取り組んでいくことが必要ではないか。

【市町村を支える都道府県の役割について】

- ・ 市町村への指導主事の派遣や配置、小規模自治体では対応が困難な事務等について都道府県が積極的な役割を担うこと
- ・ 教育事務所についても、小規模自治体への支援の観点から体制等について適時適切な見直しを行うこと

【自治体内外の連携の促進】

- ・ 自治体内外の資源を有効活用していくこと、関係機関との連携協定等に積極的に取り組むこと
- ・ 広域連携制度の活用等を通じて自治体間連携を積極的に行うこと

【地方教育行政を担う人材の確保について】

- ・ 人材確保が難しい自治体においては、他自治体の教育長経験者で成果をあげた者など外部から人材を抜擢することや、都道府県から助言を得ること等も考えられること

【デジタル技術の活用等について】

- ・ オンラインによる教員研修の実施や、オンラインによる学校事務の共同実施、指導主事による指導等をオンラインで実施していくような工夫を行うこと 等

(3) 小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策について

◆市町村を支える都道府県の役割について

- 指導主事を配置することが困難だったり、十分な職員数の確保が難しい自治体が多数存在する実態等を踏まえると、域内全体の教育水準の維持向上を図る観点から、都道府県の小規模自治体への支援は必要不可欠である。
- 都道府県教育委員会には、各市町村の自律性や自主性を尊重しつつ、各市町村の地域特性や地理的条件を踏まえた柔軟な支援等を行う役割が求められるのではないか。
例えば、域内の市町村の取組事例を収集し、参考となる取組について情報提供することや、市町村への指導主事の派遣や配置、域内の教育のデジタル化の推進など小規模自治体では対応が困難な事務や都道府県が主導して対応することが推奨される事務等への対応について、都道府県が積極的な役割を担っていくことが重要ではないか。

【教育事務所の在り方について】

- 教育事務所は、教職員人事に関する市町村教育委員会との連絡調整や、指導主事の派遣等の域内の市町村教育委員会に対する支援機関としての重要な役割を担っている。都道府県と市町村をつなぐ中間組織として、特に広域であればあるほど、その果たす役割は大きいと考えられる。
教育事務所については、これまでも市町村合併等を踏まえて各都道府県において必要な再編等が行われてきているが、各市町村のニーズや教育課題、各市町村における学校数や児童生徒数、指導主事の配置状況、本庁からのアクセスのし易さ等の様々な状況を踏まえ、小規模市町村への最適な支援を行う観点から、適時適切に見直しを行っていくことが必要ではないか。
- 例えば、今後も、少子高齢化や人口減少により、地域間の格差や人口偏在が進展していくことが懸念されるが、域内の各地域の特性や実情に応じた支援体制の構築（例：事務所ごとの人員配置のメリハリ）を進めることが重要ではないか。また、地域の情報を集約し得る立場にある都道府県や各地域の教育事務所が市町村間の連携を積極的に促していく役割を担っていくことも、より一層期待されるのではないか。
また、指導主事による授業参観や指導等にオンラインを活用することも柔軟な支援を行うための工夫として考えられるのではないか。
- なお、各市町村へのアクセスのし易さや個々の市町村の状況等に応じ、教育事務所ではなく、本庁が支援機能の中核を担うことも考えられるのではないか。

(参考) 教育事務所の設置状況について

- ・令和3年5月1日時点で、教育事務所は40都道府県に設置。
- ・設置数は自治体により異なるが、設置している自治体のうち、最も多い設置数は14（北海道）、最も少ない設置数は1（福井県）である。

都道府県名	設置数	都道府県名	設置数
北海道	14	滋賀県	0
青森県	6	京都府	5
岩手県	6	大阪府	0
宮城県	5	兵庫県	6
秋田県	3	奈良県	0
山形県	4	和歌山県	2
福島県	7	鳥取県	3
茨城県	5	島根県	5
栃木県	7	岡山県	2
群馬県	5	広島県	3
埼玉県	4	山口県	0
千葉県	5	徳島県	0
東京都	4	香川県	2
神奈川県	4	愛媛県	3
新潟県	3	高知県	3
富山県	2	福岡県	6
石川県	4	佐賀県	2
福井県	1	長崎県	0
山梨県	4	熊本県	9
長野県	4	大分県	6
岐阜県	6	宮崎県	3
静岡県	2	鹿児島県	7
愛知県	5	沖縄県	6
三重県	0	計	183

※設置数毎に色分け

(3) 小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策について

- また、小規模自治体の教育委員会の支援を担う都道府県の指導主事等の資質能力の向上についても、教育委員会の機能強化・活性化の論点と併せて検討が必要ではないか。

◆自治体内外の連携等の促進について

- 都道府県による支援のほか、小規模自治体が教育行政を持続的に行えるようにする工夫も必要である。例えば、教職員研修や学校事務の共同実施、教材教具や施設設備の共同調達・共有、デジタル基盤の共同運用など、自治体内外で相互に有する物的・人的資源を共有したり、地域資源を有効活用していくことで、効率的・効果的な行政運営を行うことができるのではないか。
- また、前述した外部の関係機関との連携も有効と考えられる。例えば、大学との間で、教員研修や学生の教育活動への協力に関する連携を図ることや、民間企業と協定を締結し教育に関するICT活用支援に関する連携を図ること等、様々な資源やノウハウを有する大学や研究機関、社会教育施設、民間企業等の関係機関と小規模自治体が積極的に連携を図ることが、教育行政の充実に資するものと考えられる。
- 加えて、自治体間の連携も重要である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条の2第1項では、「市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。」と規定されており、広域行政を推進するために、これらの制度を活用して必要な連携を行うことが考えられるが、更なる活用を促すために、国として、広域連携に関する各制度の特徴や活用に当たっての留意点等を改めて整理して示すことが必要ではないか。
- また、国として、各自治体における自治体間連携に関する取組について、事例創出・横展開も含めて積極的に支援していくべきではないか。

(3) 小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策について

◆地方教育行政を担う人材の確保について

- 地方教育行政のより一層の充実のためには、教育行政において中核的な役割を担う教育長や教育委員の人材確保が必要不可欠。他方、特に小規模自治体では人材確保が困難な面もあると考えられる。
- 特に、教育委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項において、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する必要があるとされており、同法の趣旨に基づき、多様な人材を確保することが望まれる。
- 人材確保の観点からは、広域連携等を進めることがその解決に資する面もあると考えられるが、それが直ちに難しい場合にどのような方策が考えられるか。人材確保が難しい自治体においては、例えば、他自治体の教育長経験者で成果をあげた者など外部から人材を抜擢することや、都道府県から助言を得ること等も一つの方策として考えられるのではないか。
- このほか、地方教育行政を支援する人材が広く活躍できる仕組みが必要ではないか。

◆デジタル技術の活用等について

- デジタル技術の発達により、オンラインを活用した自治体間の連携が容易となっていることを踏まえると、新たにデジタル技術を活用した様々な工夫や連携の可能性が考えられる。
- 例えば、近隣市町村等と連携したオンラインによる教員研修の実施や、オンラインによる学校事務の共同実施など、新しい技術を活用した取組も積極的に行っていくことが重要ではないか。特に、十分な職員数の確保が難しい自治体においては、指導主事による授業参観や指導等をオンラインで実施していくような工夫も考えられるのではないか。